

那覇市公報

第 1 6 2 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（保護管理課）
..... 913
- 那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（消防局予防課） 915
- 那覇市立幼稚園の保育料の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則の一部
を改正する規則（こども政策課） 923

◇告 示◇

- 平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)（財政課） 928

◇公 告◇

- 住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課） 931

◇議 会 訓 令◇

- 那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令 932
- 那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 934

◇上下水道局告示◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について 935

◇教育委員会告示◇

- 教科用図書那覇採択地区協議会規約 936

◇選挙管理委員会告示◇

○投票区の区域変更について……………	938
--------------------	-----

◇監査委員公表◇

○平成 25 年度行政監査の結果に対する措置について（公表）……………	941
○平成 26 年度前期定期監査の結果について（公表）……………	953

◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について……………	978
---------------------------	-----

◇農業委員会告示◇

○那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程の一部を改正する告示……………	979
○那覇市情報公開条例施行規程を改正する告示……………	980

規 則

那覇市規則第33号

平成26年 6 月 25 日

公 布 済

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(生活保護法関係) 第2条 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。)第19条第4項の規定により所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9)～(12) [略] (13) <u>法第80条に規定による保護金品の返還の免除に関すること。</u> (14) [略] 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、法に関する事務のうち所長に委任する事務は、<u>法第77条第1項及び第78条の規定による費用の徴収に関することとする。</u> (中国残留邦人等支援法関係) 第11条 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号。以下この条において「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第4項の規定により所長に委任	(生活保護法関係) 第2条 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。)第19条第4項及び<u>法第55条の4第2項の規定により所長に委任する事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(8) [略] (9) <u>法第55条の4の規定による就労自立給付金の支給に関すること。</u> (10) <u>法第55条の5の規定による就労自立給付金に係る報告に関すること。</u> (11)～(14) [略] (15) <u>法第78条の2の規定による費用の徴収に関すること。</u> (16) <u>法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関すること。</u> (17) [略] 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、法に関する事務のうち所長に委任する事務は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>法第76条の2の規定による損害賠償請求に関すること。</u> (2) <u>法第77条第1項及び第78条の規定による費用等の徴収に関すること。</u> (中国残留邦人等支援法関係) 第11条 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号。以下この条において「法」という。)第14条第4項(<u>法第15条第3項において準用する場合を含む。</u>)

する事務は、<u>第2条第1項各号に掲げる事務とする。</u> 2 地方自治法第153条第2項の規定により、法に基づく事務のうち所長に委任する事務は、<u>法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条第1項及び第78条の規定による費用の徴収に関することとする。</u>	においてその例によるものとされた生活保護法第19条第4項及び第55条の4第2項の規定により所長に委任する事務は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>第2条第1項各号に掲げる事務</u> (2) <u>法第14条第1項の支援給付の実施に関すること。</u> (3) <u>法第15条第1項の配偶者支援金の支給に関すること。</u> 2 地方自治法第153条第2項の規定により、法に基づく事務のうち所長に委任する事務は、<u>法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定による、第2条第2項各号に掲げる事務とする。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分、「第14条第4項」の下に「(法第15条第3項において準用する場合を含む。)」を加える部分及び同項に3号を加える部分(同項第3号に係る部分に限る。)は、平成26年10月1日から施行する。

那覇市規則第34号

平成26年7月1日

公 布 済

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則（昭和47年那覇市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第6条 条例第59条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に定める届出書によるものとする。ただし、<u>第1号ア、第4号及び第5号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。</u> （1）<u>条例第59条第1号に掲げる行為</u> ア <u>イ以外の場合 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（第7号様式）</u> イ <u>不特定多数の者を集客する催物において火気等を取扱う露店等を開設する場合 催物に伴う露店等開設届出書（第7号様式の2）</u> （2）～（5） [略] 2 [略] （指定^{とう}洞道等の届出） 第7条 条例第60条第1項（同条第2項におい	（指定催しの指定） <u>第3条の3 条例第56条の2第3項の規定による通知は、指定催しの指定通知書（第1号様式の6）により行うものとする。</u> （屋外催しに係る届出） <u>第3条の4 条例第56条の3第2項の規定による届出は、火災予防上必要な業務に関する計画届出書（第1号様式の7）に、同条第1項の規定による計画を記載した書類を添付して行うものとする。</u> （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第6条 条例第59条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に定める届出書によるものとする。ただし、<u>第1号、第4号及び第5号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。</u> （1）<u>条例第59条第1号に掲げる行為 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（第7号様式）</u> （2）～（5） [略] <u>（6） 条例第59条第6号に掲げる行為 露店等の開設届出書（第12号様式）</u> 2 [略] （指定^{とう}洞道等の届出） 第7条 条例第60条第1項（同条第2項におい

て準用する場合を含む。)に規定する届出は、指定^{とう}洞道等届出書(第12号様式)によるものとする。 2～3 〔略〕 (核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出) 第8条 条例第61条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出は、核燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変更・廃止)届出書(第12号様式の2)によるものとする。 2 〔略〕 (指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出) 第9条 条例第62条第1項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変更)届出書(第13号様式)によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いを開始し、又は変更する日(設備の設置の工事を伴うものにあつては、当該工事に着手する日)の7日前までに行わなければならない。 2 条例第62条第2項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書(第13号様式の2)によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いの廃止後速やかに行わなければならない。 (基準の特例適用申請) 第9条の2 条例第17条の3、第22条の2、第29条の6、第34条の3及び第43条に規定する基準の特例の適用を受けようとする者は、火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書(第13号様式の3)により申請を行わなければならない。 2～3 〔略〕 (申請書及び届出書)	て準用する場合を含む。)に規定する届出は、指定^{とう}洞道等届出書(第13号様式)によるものとする。 2～3 〔略〕 (核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出) 第8条 条例第61条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出は、核燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変更・廃止)届出書(第13号様式の2)によるものとする。 2 〔略〕 (指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出) 第9条 条例第62条第1項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変更)届出書(第14号様式)によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いを開始し、又は変更する日(設備の設置の工事を伴うものにあつては、当該工事に着手する日)の7日前までに行わなければならない。 2 条例第62条第2項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書(第14号様式の2)によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いの廃止後速やかに行わなければならない。 (基準の特例適用申請) 第9条の2 条例第17条の3、第22条の2、第29条の6、第34条の3及び第43条に規定する基準の特例の適用を受けようとする者は、火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書(第14号様式の3)により申請を行わなければならない。 2～3 〔略〕 (申請書及び届出書)
---	---

第10条 〔略〕 2 消防局長又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理した場合で、当該申請又は届出事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書(禁止行為の解除承認申請書を除く。)にあつては承認印(第14号様式)を、届出書にあつては確認済印(第14号様式の2)を押して申請者又は届出者に交付するものとする。 (申出書) 第11条 条例第63条に規定するタンクの水張検査等の申出は、少量危険物、指定可燃物タンク検査申出書(第15号様式)によるものとする。 2 〔略〕 3 消防局長は、第1項によるタンク検査を実施した結果、条例に定める技術上の基準に適合すると認めたときは、少量危険物指定可燃物タンク検査済証(第16号様式)及び少量危険物タンク検査済証(第17号様式)又は指定可燃物タンク検査済証(第18号様式)を申出者に交付するものとする。 〔第7号様式の2 別記〕 第12号様式 〔略〕 第12号様式の2 〔略〕 第13号様式 〔略〕 第13号様式の2 〔略〕 第13号様式の3 〔略〕 第14号様式 〔略〕 第14号様式の2 〔略〕 第15号様式～第18号様式 〔略〕	第10条 〔略〕 2 消防局長又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理した場合で、当該申請又は届出事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書(禁止行為の解除承認申請書を除く。)にあつては承認印(第15号様式)を、届出書にあつては確認済印(第15号様式の2)を押して申請者又は届出者に交付するものとする。 (申出書) 第11条 条例第63条に規定するタンクの水張検査等の申出は、少量危険物、指定可燃物タンク検査申出書(第16号様式)によるものとする。 2 〔略〕 3 消防局長は、第1項によるタンク検査を実施した結果、条例に定める技術上の基準に適合すると認めたときは、少量危険物指定可燃物タンク検査済証(第17号様式)及び少量危険物タンク検査済証(第18号様式)又は指定可燃物タンク検査済証(第19号様式)を申出者に交付するものとする。 〔第1号様式の6 別記〕 〔第1号様式の7 別記〕 〔第12号様式 別記〕 第13号様式 〔略〕 第13号様式の2 〔略〕 第14号様式 〔略〕 第14号様式の2 〔略〕 第14号様式の3 〔略〕 第15号様式 〔略〕 第15号様式の2 〔略〕 第16号様式～第19号様式 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部	

分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。
- 5 改正様式の表示に対応する改正後様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

[改正後 別記]

第1号様式の6(第3条の3関係)

指定催しの指定通知書

年 第 号
月 日

様

消 防 局 長

那覇市火災予防条例第56条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催 し の 名 称	
催しの開催期間	

(教示)

1 不服申立て

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、消防局長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

〔改正後 別記〕

第1号様式の7(第3条の4関係)

火 災 予 防 上 必 要 な 業 務 に 関 す る 計 画 届 出 書

年 月 日			
那覇市		宛	
届出者 住所 （電話 ） 氏名 （法人の場合は、名称及び代表者）㊞			
防火担当者 住所 （電話 ） 氏名 ㊞			
那覇市火災予防条例第56条の3第2項の規定に基づき、別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画を届け出ます。			
指 定 催 し の 開 催 場 所			
催 し の 名 称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開始 時 分 終了 時 分
一日当たりの 人出予想人員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	☐ コンロ等の火を使用する器具 ☐ ガソリン等の危険物 ☐ その他（ ）		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ☐印のある欄には、該当の☐印にレを付けること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

[改正前 別記]

第7号様式の2(第6条関係)

催物に伴う露店開設届出書

		年		月		日	
那覇市		消防署長		宛			
		届出者		住所			
		(電話				)	
		氏名				㊤	
下記のとおり火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(露店等の開設)をするので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。							
開 設 期 間	年		月		日		時 分 秒
	年		月		日		時 分 秒
場 所							
開 設 の 方 法							
露 店 等 の 数							
火気等の使用の有無及び状況	☐ 有(火気等の設置及び管理状況を別紙として添付すること。) ☐ 無						
道路使用許可の有無	☐ 有 ☐ 無						
現場責任者氏名 職・氏名	電話 ()						
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 □には、該当する箇所にレ印を記入すること。
- 4 火気等の設置及び管理状況について、詳細が分かるものを添付すること。
- 5 対象火気設備等を使用する場合は、消火器具の設置状況が分かるものを添付すること。
- 6 道路を使用する場合は、その区間及び出店の区域を明示した図面を添付すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。

[改正後 別記]

第12号様式(第6条関係)

露店等の開設届出書

年 月 日			
那覇市 宛			
届出者 住所 （電話 ） 氏名 印			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
露 店 等 の 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名	電話（ ）		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

那覇市規則第35号

平成26年 7 月 1 日

公 布 済

那覇市立幼稚園の保育料の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立幼稚園の保育料の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園の保育料の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則（平成24年那覇市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市立幼稚園の<u>保育料の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、那覇市立幼稚園の保育料の減免<u>及び</u>預かり保育料等（預かり保育料、延長保育料及び給食費をいう。）の徴収等に関し、那覇市立幼稚園保育料等条例（昭和47年那覇市条例第61号。以下「保育料等条例」という。）、那覇市幼保総合施設条例（平成23年那覇市条例第41号。以下「幼保総合施設条例」という。）及び那覇市幼保総合施設条例施行規則（平成24年那覇市規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （保育料の減免の額） 第2条 保育料等条例第4条第2号の規定に該当することにより市長が保育料を減免することができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>の規定による保護を受けている世帯若しくは市町村民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）が非課税である世帯の場合又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている園児の場合</u>	那覇市立幼稚園の<u>保育料等の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、那覇市立幼稚園の保育料<u>及び入園料（以下「保育料等」という。）</u>の減免<u>並びに</u>預かり保育料等（預かり保育料、延長保育料及び給食費をいう。）の徴収等に関し、那覇市立幼稚園保育料等条例（昭和47年那覇市条例第61号。以下「保育料等条例」という。）、那覇市幼保総合施設条例（平成23年那覇市条例第41号。以下「幼保総合施設条例」という。）及び那覇市幼保総合施設条例施行規則（平成24年那覇市規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （保育料の減免の額） 第2条 保育料等条例第4条第1項第2号の規定に該当することにより市長が保育料を減免することができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>の規定による保護を受けている世帯（以下「保護世帯」という。）の場合 保育料の全額（入園の日から退園の日までの間（この号において「入園期間」という。）において、保護世帯となり、又は保護世帯でなくなった場合は、保護世帯であった期間の月数（保護世帯となった日又は保護世帯でなくなった日の属する月を含む。）を入園期間の月数</u>

<u>別表第1に定める額</u> (2) <u>前号に掲げる世帯以外の世帯で同一世帯から3人以上就園している場合（第3子以降の園児に限る。）別表第1の同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）の欄に定める額</u> (3) <u>〔略〕</u> 2 <u>前項第1号の区分に該当し、かつ、小学校1年生又は2年生の兄又は姉がいる場合は、同号の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2により算定した額を比較し、いずれか高い額を限度とする。</u> <u>（保育料の減免の申請）</u> 第3条 <u>保育料の減免を受けようとする保護者は、保育料減免申請書（以下「減免申請書」という。）に住民票及び当該年度の市町村民税課税証明書を添付し、幼稚園の園長（以下「園長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあっては那覇市福祉事務所の発行する生活保護証明書を、里親に</u>	<u>（月の中途に入園又は退園した場合は、当該入園又は退園した日の属する月を含む。）で除して得た数に保育料等条例第2条第1項又は第3項の保育料を乗じて得た額）</u> (2) <u>市町村民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）が非課税である世帯の場合又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている園児の場合 別表第1に定める額</u> (3) <u>前2号に掲げる世帯以外の世帯で同一世帯から3人以上就園している場合（第3子以降の園児に限る。）別表第1の同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）の欄に定める額</u> (4) <u>〔略〕</u> 2 <u>前項第2号の区分に該当し、かつ、小学校1年生又は2年生の兄又は姉がいる場合は、同号の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2により算定した額を比較し、いずれか高い額を限度とする。</u> <u>（入園料の免除）</u> <u>第2条の2 保育料等条例第4条第2項の規則で定める者は、入園の日において保護世帯に属する者とする。</u> <u>（保育料等の減免の申請）</u> 第3条 <u>保育料等の減免を受けようとする保護者は、保育料等減免申請書（以下「減免申請書」という。）に住民票及び当該年度の市町村民税課税証明書を添付し、幼稚園の園長（以下「園長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。ただし、保護世帯にあっては那覇市福祉事務所の発行する生活保護受給証明書を、里親に委託されている園児にあって</u>
---	--

委託されている園児にあっては当該里親が養育する園児に係る児童相談所長の証明書を添付して市町村民税課税証明書に代えるものとする。 2 〔略〕 （<u>保育料の減免の決定</u>） 第4条 市長は、前条の減免申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、<u>保育料の減免の可否及び額を決定し、その旨を園長及び保護者に通知する。</u> （<u>保育料の減免確認等</u>） 第6条 園長は、市長が<u>保育料</u>を減免したときは、保護者から<u>保育料の減免確認書</u>を2通提出させなければならない。 2 園長は、<u>保育料減免</u>に関する措置が全て完了したときは、<u>幼稚園保育料減免措置完了報告書</u>に前項の<u>保育料の減免確認書</u>1通を添付し、市長に提出するものとする。 （<u>保育料の減免の取消し</u>） 第7条 市長は、保護者が虚偽の申請その他不正な手段によって<u>保育料の減免</u>を受けたと認められる場合は、当該減免を取り消し、減免前の額と減免後の額との差額を追徴する。 （様式） 第13条 この規則による<u>保育料の減免申請書</u>の様式その他の様式については、市長が定める。 〔別表第2 別記〕	は当該里親が養育する園児に係る児童相談所長の証明書を添付して市町村民税課税証明書に代えるものとする。 2 〔略〕 （<u>保育料等の減免の決定</u>） 第4条 市長は、減免申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、<u>保育料等の減免の可否及び額を決定し、その旨を園長及び保護者に通知する。</u> （<u>保育料等の減免確認等</u>） 第6条 園長は、市長が<u>保育料等</u>を減免したときは、保護者から<u>保育料等の減免確認書</u>を2通提出させなければならない。 2 園長は、<u>保育料等の減免</u>に関する措置が全て完了したときは、<u>幼稚園保育料等減免措置完了報告書</u>に前項の<u>保育料等の減免確認書</u>1通を添付し、市長に提出するものとする。 （<u>保育料等の減免の取消し</u>） 第7条 市長は、保護者が虚偽の申請その他不正な手段によって<u>保育料等の減免</u>を受けたと認められる場合は、当該減免を取り消し、減免前の額と減免後の額との差額を追徴する。 （様式） 第13条 この規則による減免申請書の様式その他の様式については、市長が定める。 〔別表第2 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市立幼稚園の保育料等の減免及び預かり保育料等の徴収等に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

減免限度額(年額)	
小学校1年生又は2年生の兄又は姉が1人 おり、就園している場合の最年長者 (第2子)	[略]
<u>26,000円</u>	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

減免限度額(年額)	
小学校1年生又は2年生の兄又は姉が1人 おり、就園している場合の最年長者 (第2子)	[略]
<u>38,000円</u>	

備考 [略]

告 示

那覇市告示第 183 号

平成 26 年 7 月 15 日

平成 26 年(2014 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

平成 26 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 252, 499 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140, 708, 499 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		35, 135, 462	51, 338	35, 186, 800
	2 国庫補助金	7, 244, 776	51, 338	7, 296, 114
15 県支出金		16, 446, 618	144, 379	16, 590, 997
	2 県補助金	11, 413, 762	144, 379	11, 558, 141
18 繰入金		4, 848, 352	69, 684	4, 918, 036
	2 基金繰入金	4, 845, 585	69, 684	4, 915, 269
20 諸収入		1, 747, 728	998	1, 748, 726

	5 雑入	1,006,818	998	1,007,816
21 市債		14,863,998	△13,900	14,850,098
	1 市債	14,863,998	△13,900	14,850,098
歳 入 合 計		140,456,000	252,499	140,708,499

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,325,422	91,975	8,417,397
	1 総務管理費	6,141,115	91,975	6,233,090
3 民生費		65,381,756	67,126	65,448,882
	1 社会福祉費	23,296,639	50,267	23,346,906
	2 児童福祉費	20,253,213	16,859	20,270,072
	3 生活保護費	21,831,903	0	21,831,903
7 商工費		1,446,583	113,429	1,560,012
	1 商工費	1,446,583	113,429	1,560,012
10 教育費		16,083,568	△20,031	16,063,537
	4 幼稚園費	1,869,825	△25,837	1,843,988
	6 保健体育費	1,960,376	5,806	1,966,182
歳 出 合 計		140,456,000	252,499	140,708,499

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
那覇市ぶんかテンブス館管理運営委託料(平成24年度設定分)(商工農水課)	平成27年度	1,317
開南幼稚園園舎建設事業(設計・管理)業務委託(こども政策課)	平成27年度	7,475
繁多川・若狭公民館指定管理事業(生涯学習課)	平成26年度から平成29年度まで	121,524

2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
那覇市伝統工芸館管理運営委託料(商工農水課)	平成26年度から平成29年度まで	38,642	平成26年度から平成29年度まで	39,573
開南幼稚園園舎建設事業(工事)(こども政策課)	平成27年度	182,182	平成27年度	208,207

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
10 教育施設整備事業	2,976,400	証 書 借 入 又は証券 発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等 による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	2,962,500	補正前に 同じ		

公 告

那覇市公告第 121 号

平成 26 年 7 月 3 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第1号

平成26年7月1日

施 行 済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 安慶田 光男

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年那覇市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、議会の管理する公文書の公開等について、<u>那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定める。 (条例の施行) 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、<u>那覇市情報公開例施行規則(昭和63年那覇市規則第1号)</u>の規定の例による。 (事務の補助執行) 第3条 議長は、市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員を議会事務局職員に充て、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを補助執行させるものとする。 (1) <u>公文書の公開に係る請求</u>の受付及び受理に関すること。 (2) <u>条例第11条第1項</u>の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。	(趣旨) 第1条 この規程は、議会の管理する公文書の公開等について、<u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定める。 (条例の施行) 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、<u>那覇市情報公開例施行規則(平成26年那覇市規則第12号)</u>の規定の例による。 (事務の補助執行) 第3条 議長は、市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員を議会事務局職員に充て、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを補助執行させるものとする。<u>この場合において、当該情報公開担当職員は、議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。</u> (1) <u>条例第6条第1項の規定による公開請求</u>の受付及び受理に関すること。 (2) <u>条例第19条第1項</u>の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

那覇市議会訓令第 2 号

平成 26 年 7 月 1 日

施 行 済

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 安慶田 光男

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局処務規程(平成21年那覇市議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(局長専決事項) 第8条 局長専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属すると認める事項は、この限りでない。 (1)～(8) [略] <u>(9) 公文書の公開又は非公開に関すること。</u> <u>(10) 公文書の公開に係る決定期間の延長に関すること。</u> (11)～(14) [略]	(局長専決事項) 第8条 [略] (1)～(8) [略] <u>(9) 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)に基づく公文書の公開又は非公開の決定(同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。)及び決定期間の延長に関すること。</u> <u>(10) 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく個人情報の開示、非開示、訂正、削除又は中止の決定及び決定期間の延長に関すること。</u> (11)～(14) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 12 号

平 成 2 6 年 6 月 2 5 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
389	有限会社 金丸土木	宜野湾市我如古 1 丁目 39 番 28 号	當眞 榮一

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 1 号平 成 2 6 年 7 月 1 日
掲 示 済

沖縄県教科用図書採択地区の設定（平成 26 年沖縄県教育委員会告示第 16 号）に基づき、教科用図書那覇採択地区協議会規約を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸**教科用図書那覇採択地区協議会規約**

（名称及び構成）

第 1 条 本会は、教科用図書那覇採択地区協議会（以下「協議会」という。）と称し、次に掲げる市町村（以下「採択地区」という。）の教育委員会をもって構成する。
那覇市、浦添市、久米島町、北大東村、南大東村

（目的）

第 2 条 協議会は、採択地区教育委員会の諮問に応じ、採択地区内の小中学校が使用する教科書について調査研究し、教科種目ごと 1 点にまとめ、採択地区教育委員会に対してそれぞれの教育長を通じて答申することを目的とする。

（組織）

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、採択地区内の次に掲げる者によって構成し、採択地区教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1） 校長 3 人
 - （2） 教員 5 人
 - （3） 学識経験者 3 人
 - （4） 保護者 3 人
 - （5） 事務局職員 7 人
 - （6） 教育研究所 1 人
- 2 委員の任期は 1 年とする
- 3 採択地区教育委員会は、第 1 項に基づく委員を置かないことができる。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長及び副会長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 議案の採決は、全会一致を原則とする。

5 議案の採決が全会一致に至らなかった場合は、会議に諮り出席委員の 2 / 3 以上で決する。

6 会議に出席できない委員は、委任状を提出するものとする。

（教科書研究委員会）

第 6 条 協議会に教科書研究委員会を置く。

2 教科書研究委員会（以下「委員会」という。）は、小学校及び中学校教科別専門委員をもって構成する。

3 前項の小学校及び中学校教科別専門委員は次のとおりとし、会長がこれを委嘱する。

小学校教科別専門委員 35 人

中学校教科別専門委員 56 人

（委員会の職務）

第 7 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため次の仕事を行う。

（1）教科用図書の比較研究

（2）地域や学校の実態及び児童生徒の発達段階と特性を配慮した適切な教科書の選択

（事務局）

第 8 条 協議会の関係事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長の所属する教育委員会事務局内に置く。

（経費）

第 9 条 協議会の必要経費については、採択地区教育委員会で負担する。

（雑則）

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、採択地区教育委員会が協議して定める。

付則

1 この告示は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

2 教科用図書浦添・那覇採択地区協議会規約（昭和 48 年教育委員会告示第 8 号）は廃止する。

3 この規約の施行の日までになされた、廃止前の教科用図書浦添・那覇採択地区協議会規約に基づく行為等は、この規約に基づいてなされたものとみなす。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 8 号

平 成 2 6 年 7 月 2 日

掲 示 済

投票区の区域変更について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 17 条第 2 項の規定により本市の区域を分けて次のとおり投票区の区域を変更したので告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

(変更前)				(変更後)			
区	名称	住所	番地		住所	番地	
3	城北小学校	赤平町2丁目	48～68番地	⇒	赤平町2丁目	48～67番地	
		石嶺町1丁目	全部		石嶺町1丁目	全部	
		宜保町3丁目	全部		宜保町3丁目	全部	
		宜保町4丁目	1～42番地		宜保町4丁目	1～42番地	
			46～68番地			46～68番地	
			79番地7～79番地49			79番地7～79番地49	
		久場側長1丁目	全部		久場川町1丁目	全部	
		末吉町1丁目	1～3番地		末吉町1丁目	1～3番地	
10	松島中学校	字古島	16番地	⇒	古島1丁目	1～24番地	
			21～24番地		古島2丁目	全部	
			27番地		真嘉比3丁目	1～13番地	
			30～32番地		字松川	487～699番地	
			35～最終番地		松島1丁目	全部	
		古島1丁目	1～24番地		松島2丁目	全部	
		古島2丁目	全部		儀保4丁目	44～45番地	
		真嘉比3丁目	全部			70～79番地6	
		字松川	487～最終番地			89～最終番地	
		松島1丁目	全部				
		松島2丁目	全部				
		儀保4丁目	44～45番地				
			70～79番地6				
89～最終番地							
12	真嘉比小学校	字真嘉比	全部	⇒	真嘉比1丁目	全部	
		真嘉比2丁目	全部		真嘉比2丁目	全部	
					真嘉比3丁目	14～最終番地	
15	松川小学校	字松川	280～309番地	⇒	字松川	280～309番地	
			311～324番地			311～324番地	
			326～387番地			326～387番地	
		松川1丁目	全部		松川1丁目	全部	
		松川2丁目	全部		松川2丁目	全部	
		三原2丁目	全部		三原2丁目	全部	
16	大道小学校	字安里	357～420番地	⇒	字安里	357～420番地	
		字大道	全部		字大道	全部	
		字松川	265～279番地		字松川	265～279番地	
			310番地			310番地	
			325番地			325番地	
三原1丁目	全部	三原1丁目	全部				
26	古波蔵小学校	字国場	1060～1159番地	⇒	字国場	1060～1159番地	
			1178～1182番地			1178～1182番地	
		字古波蔵	1～303番地		古波蔵1丁目	全部	
			388～最終番地		古波蔵4丁目	全部	
			全部				
27	古波蔵小学校	古波蔵2丁目	全部	⇒	古波蔵2丁目	全部	
		古波蔵3丁目	全部		古波蔵3丁目	全部	
33	本庁舎	旭町	全部	⇒	旭町	全部	
		泉崎1丁目	全部		泉崎1丁目	全部	
		泉崎2丁目	1～22番地		泉崎2丁目	1～22番地	
			24～最終番地			24～最終番地	
		松尾1丁目	全部		松尾1丁目	全部	
		松尾2丁目	全部		松尾2丁目	全部	
					久茂地1丁目	全部	
					久茂地2丁目	1～11番地	
		久茂地3丁目	全部				

(変更前)				(変更後)			
区	名称	住所	番地		住所	番地	
37 (新)	天久小学校	投票所新設		⇒	天久1丁目	全部	
					天久2丁目	全部	
					安謝2丁目	3～14番地	
						20～21番地	
37 (旧)	久茂地小学校	久茂地1丁目	全部	⇒	投票所廃止		
		久茂地2丁目	全部				
		久茂地3丁目	全部				
		牧志1丁目	全部				
38	前島小学校	前島1丁目	全部	⇒	前島1丁目	全部	
		前島2丁目	全部		前島2丁目	全部	
		牧志2丁目	12～13番地		牧志1丁目	全部	
			16～24番地		牧志2丁目	12～13番地	
						16～24番地	
					久茂地2丁目	12～最終番地	
51	新都心銘苺庁舎	字古島	1～15番地	⇒	字古島	1～15番地	
			17～20番地			17～20番地	
			25～26番地			25～26番地	
			28～29番地			28～29番地	
			33～34番地			33～34番地	
		字銘苺	全部		字銘苺	全部	
		銘苺1丁目	全部		銘苺1丁目	全部	
		銘苺2丁目	全部		銘苺2丁目	全部	
		銘苺3丁目	全部		銘苺3丁目	全部	
		おもろまち1丁目	全部		おもろまち4丁目	10～15番地	
52	緑化センター	おもろまち4丁目	全部			20～最終番地	
		安謝1丁目	全部		安謝1丁目	全部	
		安謝2丁目	1～14番地		安謝2丁目	1～2番地	
			20～28番地			22～28番地	
			31～最終番地			31～最終番地	
		天久1丁目	全部		おもろまち1丁目	全部	
		天久2丁目	全部		おもろまち2丁目	1番地	
		おもろまち2丁目	1番地		おもろまち2丁目	4～6番地	
		おもろまち3丁目	4～6番地		おもろまち3丁目	全部	
		おもろまち3丁目	全部		おもろまち4丁目	1～9番地	
54	首里支所				おもろまち4丁目	16～19番地	
		赤平町2丁目	1～47番地	⇒	赤平町2丁目	1～47番地	
			69～最終番地			68～最終番地	
		久場川2丁目			久場川2丁目	全部	
		汀良町2丁目			汀良町2丁目	全部	
		汀良町3丁目			汀良町3丁目	全部	
		鳥堀長4丁目	1～99番地		鳥堀長4丁目	1～99番地	
		鳥堀長5丁目			鳥堀長5丁目	全部	

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号

平成 26 年 7 月 15 日

那覇市監査委員

新 城 和 範

同

宮 里 善 博

同

翁 長 俊 英

同

亀 島 賢 二 郎

平成 25 年度行政監査の結果に対する措置について（公表）

平成 26 年 3 月 3 日付け那監公表第 6 号の監査結果に関する報告に基づき講じた措置等について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び教育長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 25 年度 行政監査の結果に伴う措置状況について

市民文化部

○ 市民生活安全課

（整理番号 1）（那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金、348 万 1,000 円）

（整理番号 2）（スクールゾーン委員会交通安全対策事業補助金、239 万 6,691 円）

共通事項

1 補助金の種別について（注意事項）

那覇市交通安全市民運動推進協議会及びスクールゾーン委員会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、個別事業に係る経費であり、那覇市の補助金等に関する基本指針における団体運営費補助とは思われない。

補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 26 年度分から事業費補助として取り扱います。

（整理番号 4）（那覇・豊見城地区防犯協会補助金、189 万 2,485 円）

（整理番号 5）（那覇・豊見城地区交通安全協会補助金、75 万 9,799 円）

共通事項

2 補助金の支出科目について（注意事項）

那覇・豊見城地区防犯協会及び那覇・豊見城地区交通安全協会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、その金額の算定方法は、人口を基準に南部市町村会において決定されている。

法令によって定められて支出するものではないが、行政として義務的要素が強い団体負担金と思われるので、補助金ではなく負担金として取扱うよう検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

補助金の支出科目については、負担金として取り扱えるよう検討したいと考えておりますが、南部市町村会により補助額（負担額）が決定される団体は、他課で担当する団体もあるため、当課のみでは判断できないところがあります。

したがって、平成 27 年度実施計画策定の段階で、企画及び財政担当と調整いたします。

○ まちづくり協働推進課

（整理番号 13）（小学校区コミュニティモデル事業、総額 265 万 8,832 円）

1 飲食代の支出について（注意事項）

石嶺小学校区まちづくり協議会（モデル事業）に交付する補助金は、小学校区を 1 つのエリアとした地域に存在する各団体・個人の主体的な連携と地域課題解決への取り組みを支援するために交付されるものである。補助事業終了後に提出された領収書等を確認したところ、役員会、懇親会等に「飲食代」として支出されているのが散見された。補助金額 80 万円に対し、24 万 1,590 円が「飲食代」として支出

されており、30.2%の割合となっている。

「飲食代」を補助対象経費として支出する場合には社会通念上、妥当な範囲内となるよう具体的に補助金交付要綱に明記するように検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

まちづくり協議会に対する補助金については、平成26年度も継続することとなっており、指摘の件につきましては、食糧費に関する規定を盛り込んだ要綱改正を致します。

2 実績報告書に係る審査について（是正事項）

石嶺小学校区まちづくり協議会（モデル事業）の収支決算書を確認したところ、本来は活動事業費とされるべき経費が事務運営費に分類されていた。

所管課においては、実績報告書に添付された領収証等の証拠書類を確認し、適切な支出であるか否かを審査されたい。

□ 是正事項に関する措置

実績報告書や領収書等の証拠書類を確認し、適切な支出であることを確認するとともに、収支決算書に記載する費目等について適切に記載するよう指導して参りたいと思います。

3 補助金交付要綱の見直しについて（注意事項）

那覇市校区まちづくり協議会モデル実施要綱第8条第4項の規定は、事務運営費から活動事業費への流用については、モデル事業であることから柔軟に対応できるようにするため、市長の承認を得ないでこれを行うことができる旨規定されている。

しかしながら、当該補助金事業の適正な執行を図る観点から、那覇市補助金等交付規則第6条第1項第1号の趣旨に立ち戻って、事業変更申請書等で市長の承認を得ることができるよう当該要綱の見直しを検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

モデル事業としての自由度を保ちつつ、補助金における適正な手順を守る為の要綱改正を前年に行うことにより見直しを終えております。今後は、事業執行においても適宜、適切な指導に努めて参りたいと考えております。

○ 文化振興課

（整理番号17）（文化協会助成事業、180万円）

実績報告書に係る審査について（是正事項）

那覇市文化協会に交付している育成事業補助金は、事務局職員の人件費に充当されている。事業終了後に提出されている収支決算書の審査は行われているが、その裏付けとなる給与明細書の確認がされていなかった。

実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

今後は、人件費に充当されている部分についても、給与明細書や社会

保険料等の納付書の写しを添付させ、確認を行うようにいたします。

○ 文化財課

（整理番号 50）（新垣家住宅保存整備事業、803 万 3,393 円）

交付申請書等への受付印の押印漏れ及び交付申請手続等の事務の遅延について
（注意事項）

国指定の重要文化財である新垣家住宅の保存整備に係る補助金として所有者に対し交付されている。交付申請書、実績報告書等の補助事業者から提出されたすべての文書に受付印の押印漏れがあった。那覇市文書取扱規程第 15 条では、文書について、文書主任は、收受印を押印のうえ、事務担当者に配布する等をして速やかに処理させなければならないと規定されている。交付申請等の事務手続について、適切に執行されたい。

また、平成 24 年 4 月 9 日に終了している賃貸借補助は、文化庁との調整が遅れたことにより、交付申請等の手続きが平成 25 年 3 月 26 日からスタートし、交付額確定通知が平成 25 年 4 月 9 日になっている。事業費補助は、事業終了後、速やかに交付手続等を行い、適切な事務の執行に努められたい。

□ 注意事項に対する措置

今回の指摘を受け、那覇市文書取扱規程の遵守を課内に周知しました。受付印押印漏れの不備については確認体制を整え、適切な事務処理が実行できるよう努めます。

また、賃貸借補助の遅れは、文化庁との調整の遅れによるものですが、今後は、交付申請から交付決定まで一連の事務処理を円滑かつ適正に執行できるよう努めます。

経済観光部

○ 商工農水課

（整理番号 28）（企業立地促進奨励助成事業、1,019 万 365 円）

（整理番号 29）（那覇商工会議所事業費助成、324 万円）

（整理番号 30）（日本商工会議所青年部第 32 回全国大会おきなわ那覇大会事業費補助金、300 万円）

（整理番号 31）（障がい者雇用安定化推進事業、166 万 7,000 円）

（整理番号 33）（若年者雇用安定化推進事業、72 万円）

共通事項

1 受付印の押印について（注意事項）

補助金交付申請書及び実績報告書のほとんどに受付印の押印がない。那覇市文書取扱規程第 15 条第 1 号において、文書主任は、課に直接到達した文書に收受印を押印のうえ、事務担当者に配布する旨の規程があるので当該規定を遵守されたい。

□ 注意事項に対する措置

今後は收受文書の受付印（收受印）押印については、那覇市文書取扱規定に基

づいた事務手続きが速やかに実行できるよう、文書主任含め、全職員で共通認識をもち、収受印押印の徹底を図るとともに、当該規則に基づき十分な注意を払って事務処理を進めて参ります。

（整理番号 28）（企業立地促進奨励助成事業）

2 補助金の種別について（注意事項）

企業立地促進奨励助成事業（平成24年度実績 6 社）は、雇用の拡大と産業の振興を目的に那覇市内に新たに事務所等を賃借、建設した企業等に対し助成を行うものである。

当該補助金は、団体運営費補助として交付されているが、補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

□ 注意事項に対する措置

団体運営補助として報告、位置づけを行っていましたが、その性質や事務処理の方法は、従業員の雇用人員の確認、事務所の賃貸料等に関する額に応じ補助金額を確定するなど、事業補助の性質により従前より実施しておりました。

平成 25 年度行政監査での指摘を受け、今後は、事業費補助として位置づけ、取り扱いを行ってまいります。

（整理番号 29）（那覇商工会議所事業費助成）

（整理番号 34）（補助金（団体補助））（那覇市商工業振興奨励補助金、28 万 2,000 円）

3（1）補助金の種別について（注意事項）

那覇商工会議所事業費助成及び団体補助（沖縄県中小企業団体中央会）に対する補助金は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱第 2 条（補助の対象）に基づき商工業振興事業に要する経費としてそれぞれ昭和 50 年及び昭和 52 年から今日まで長期間にわたり団体運営費補助として交付している。補助金等に関する基本指針は、団体運営費補助について、自立できるまでの一定期間、運営費に対して補助されるべきであるとして事業費補助への移行を示している。

よって、当該 2 団体に対する補助金については、事業を個別に勘案し、事業費補助として交付するよう検討されたい。

□ 注意事項に対する措置

平成 25 年度行政監査での指摘に基づき、今年度から、団体補助（沖縄県中小企業団体中央会）については、沖縄県中小企業団体中央会事業費助成に名所変更し、あわせて、那覇商工会議所事業費助成と同様に、事業費補助へ移行しております。

（2）実績報告書に係る審査について（是正事項）

実績報告書には、実施した事業概要及び対象経費の収支決算書が添付されており、審査は実績報告書に記載された収支などの数値が正しいものとして計数確認を行っている。

補助金の額の確定に当たっては、実績報告書の審査を行う上で必要な領収

書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に対する措置

平成 25 年度実績報告書より、補助金対象事業費に係る収支報告書、領収書等の証拠書類の添付と、それに基づく確認を実施しております。

福祉部

○ 福祉政策課

（整理番号 19）（那覇市社会福祉協議会補助金、6,783 万 8,426 円）

1 実績報告書に係る審査について（是正事項）

地域福祉活動を目的とする事業の推進を促し、地域福祉の推進を図るため、那覇市社会福祉法人の助成に関する条例第 2 条に基づき、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に交付する補助金である。

実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に対する措置

那覇市社会福祉協議会の那覇市補助事業の平成 24 年度の「収支計算書」「総勘定元帳」「仕訳帳」「支出伝票」「収入伝票」「預金残高証書」「請求書」「領収書」「振込証明書」等を照合した結果、適正に処理されていることを確認しました。

（整理番号 20）（那覇市民生委員児童委員連合会補助金、2,238 万 8,000 円）

2 補助金の充当先及び実績報告書に係る審査について（是正事項）

本市の地域福祉を支える当該団体へ補助することで、民生委員活動が活性化することにより、本市の地域福祉の向上を図ることを目的として交付している。

補助金の充当先費目が、明確にされていないため、実績報告での履行確認が適切に行われていない。充当先費目を明確にされ、実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に対する措置

那覇市民生委員児童委員連合会の那覇市補助事業の平成 24 年度の「収支計算書」「総勘定元帳」「支出伝票」「収入伝票」「請求書」「領収書」「振込証明書」等を照合した結果、計数は一致していることを確認しました。

なお、今後の予算書及び決算書については、補助金の充当先費目が明確になるよう様式の変更を依頼しました。

（整理番号 21）（那覇市地域福祉基金助成事業、1,062 万 8,687 円）

3 補助金の充当先及び実績報告書に係る審査について（是正事項）

地域における在宅福祉、健康・生きがいづくり等、保健福祉の向上を目的として、社会福祉に係る活動実績のある団体が実施する事業に対する補助金である。平成 24 年度は、24 団体の交付先に補助金を交付している。実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

また、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第 4 条に基づき補助対象経費として食糧費が認められているが、事業支出総額に占める食糧費の割合が高いと思

われる事業が見受けられた。食糧費については、使途が適切であるか領収書等による確認を行うとともに、食糧費のあり方、交付要綱の見直しも含め検討された。

□ 是正事項に対する措置

平成 25 年度の補助対象団体については、実績報告書及び領収書等を詳細に確認し、補助金額の確定通知を行いました。

那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第 4 条の補助対象経費の食糧費については、「1 人あたり飲料代 200 円、食事代 600 円以内とし、懇親会に対する費用は対象外とする」と補足規定を追加し、食糧費の範囲を明確にしました。また、謝礼金、旅費、備品購入費等についても補足規定を追加しました。

平成 26 年度以降については、補助金の交付決定をした補助予定団体に対し説明会を開催し、実績報告書の作成要領、領収書等の添付、保管等をあらかじめ周知するとともに、使途の適正化に努めていきたいと考えております。

○ちゃーがんじゅう課

（整理番号 24）（那覇市シルバー人材センター運営補助金、1,354 万 6,000 円）

実績報告書に係る審査について（是正事項）

高齢者が就業を通して生きがいの発見や社会参加を図ることを目的とし、高齢者就業機会確保事業等の運営補助として交付している。

実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

監査委員からの指摘を受け、4 月 7 日当該団体事務所において、平成 25 年度決算の領収書等証拠書類の確認を行い、概ね適正に処理されていることを確認しました。

○ 障がい福祉課

（整理番号 26）（那覇市身体障害者福祉協会運営補助金、100 万円）

補助金の種別及び実績報告書に係る審査について（是正事項）

身体障がい者の福祉の向上を図るため、那覇市身体障害者福祉協会に対する団体補助として交付している。本市の補助金等に関する基本指針では、団体運営費補助は、通算 3 年程度で見直すものと示されており、今後、団体運営費補助か事業費補助かの補助金の種別のあり方について検討されたい。また、実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

「那覇市身体障害者福祉協会に対する補助金」につきまして、団体運営補助として交付いたしております。しかしながら、ご指摘にありますように、要綱にある補助団体としての交付対象の見直し、もしくは事業費補助かの種別のあり方につきましては、平成 27 年度の予算要求に向けて内部で調整してまいります。

次に、平成 25 年度実績報告における書類確認の実施につきましては、5 月 21 日に、元帳を確認し、適切に執行されていることを確認いたしました。

健康部

○ 健康増進課

（整理番号 8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の 2 補助金

（整理番号 8－1）（沖縄県ゆうな協会団体運営補助金、59 万 9,832 円）

（整理番号 8－3）（デンタルフェア事業開催補助、62 万円）

共通事項

1 実績報告書に係る審査について（是正事項）

補助対象事業の履行確認は、提出された実績報告書で行っているが、その際、所管課による領収書等の証拠書類による確認は行われていない。

那覇市補助金等交付規則第 13 条では、補助金等の額の確定について、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により調査をするよう規定されている。所管課による領収証等の証拠書類による審査を行い、実効性のある実績報告の調査確認を実施されたい。

□ 是正事項に関する措置

沖縄県ゆうな協会団体運営補助金については、平成 26 年度から領収書等の証拠書類の審査を行います。デンタルフェア事業開催補助については、平成 24 年度分から領収書等の証拠書類の審査を致しました。今後においても、領収書等の証拠書類の審査を実施してまいります。

（整理番号 8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の 2 補助金

（整理番号 8－1）（沖縄県ゆうな協会団体運営補助金）

（整理番号 8－4）（那覇看護専門学校運営補助金、150 万円）

共通事項

2 補助金の事務処理について（注意事項）

補助金交付団体からの実績報告書が遅れたことにより、補助金確定通知書への遡及押印が行われている。公印の遡及押印は好ましいことではなく、交付団体に対し実績報告書を早めに提出するよう指導されたい。

また、補助対象事業期間等の見直しを行い、年度内に事務処理が完結できるようにされたい。

□ 注意事項に関する措置

沖縄県ゆうな協会と那覇看護専門学校へは、平成 25 年度実績報告分から期限内提出を指導した結果、年度内に事務処理を完結しております。今後も年度内に事務処理を完結してまいります。

（整理番号 8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の 1 補助金

（整理番号 8－1）（沖縄県ゆうな協会団体運営補助金）

3 補助金の支出科目について（注意事項）

沖縄県ゆうな協会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、金額の算定方法は、人口を基準に沖縄県市長会において、県内の全市に対し、決定されている。

法令によって定められて支出するものではないが、行政として義務的要素が強く、補助金ではなく負担金として取扱うよう検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

沖縄県ゆうな協会については、平成 27 年度より団体運営費補助から負担金へと取り扱ってまいります。

（整理番号 8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の 1 補助金

（整理番号 8－2）（那覇市献血推進協議会事業補助金、37 万 8,641 円）

4 補助金の種別について（注意事項）

那覇市献血推進協議会への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、献血思想の普及啓発、安定的な安全血液の確保等の事業を検討するために設置された組織であり、那覇市の補助金等に関する基本指針における団体運営費補助とは思われない。補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市献血推進協議会への補助金については、平成 27 年度より団体運営費補助から事業費補助として取り扱ってまいります。

（整理番号 8）（保健衛生団体補助）のうち、以下の 1 補助金

（整理番号 8－3）（デンタルフェア事業開催補助）

5 補助金の種別について（注意事項）

デンタルフェア事業への補助金は、団体運営費補助として交付されているが、イベント開催のための補助金であり、那覇市の補助金等に関する基本指針における団体運営費補助とは思われない。補助事業の性格を踏まえ事業費補助として交付するよう検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

デンタルフェア事業への補助金については、平成 27 年度より団体運営費補助から事業費補助として取り扱ってまいります。

こどもみらい部

○ こども政策課

（整理番号 40）（地域組織活動育成事業、176 万円）

母親クラブへの補助金交付について（注意事項）

那覇市地域組織活動育成事業補助金（11 団体）は、児童館と連携して活動する母親クラブに対し、児童館活動の充実及び児童福祉の向上を目的に交付するものであり、団体運営費補助となっている。補助金等に関する基本指針では、補助金の交付は原則として事業費を対象に補助されるべきであるとされている。母親クラブの支出のほとんどが事業費となっているので、事業費補助として補助金を交付するよう検討されたい。

また、補助金の使途として弁当など食糧費としての支出が多く見受けられる。補助金の飲食代への支出については、社会通念上、妥当な範囲内となるよう具体的に補助金交付要綱に明記するように検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、団体運営費補助から事業費補助への移行を進めてまいります。また、補助金の対象経費について、補助金交付要綱等の整備を検討してまいります。

建設管理部

○ 道路管理課

（整理番号 45）（私道整備補助金、494 万 8,000 円）

（1）補助金執行の確認について（注意事項）

私道整備補助金（4 団体）は、私道整備を行う市民に対し、工事に要する費用の 90％以内を補助金として交付するものであるが、交付された補助金が、補助金を交付された市民から工事請負業者に対し、支払われたかの確認がされてない。

補助金が適正に執行されたかを確認するため、領収書等を提出させるなどの措置を講じられたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、工事請負代金の領収書の写しを提出させることにより支払いの確認をいたします。

（2）整備した私道の維持管理の履行確認について（注意事項）

私道整備補助金交付要綱第 11 条で、「補助事業の参加者は、この要綱による補助金の交付を受けて整備した私道の機能を損なわないように維持管理を行わなければならない」と規定しているが、その維持管理の確認がされてない。

同要綱に規定された整備後の私道の維持管理について、適切な履行確認をされたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、整備した私道の継続的維持管理を行ってもらえるように、補助事業の参加者へ事業の周知を行います。また、適宜に私道整備箇所については、現場を確認いたします。

議会事務局

○ 議会事務局庶務課

（整理番号 9）（政務調査費、4,293 万円）

政務調査費（現政務活動費）の事務処理について（是正事項）

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程第 6 条第 2 項において、議長は、提

出された収支報告書に領収書等証拠書類の写しを添えて、市長に送付するものとされているが、送付されていない。

当該規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

政務調査費（現政務活動費）の収支報告書の市長送付については、收受先となる市長部局の所管課について総務課等と調整し、所管課は総務課に決定しました。

つきましては、那覇市政務活動費の交付に関する規程に基づき、平成 25 年度交付から実施することとし、今後は当該規程を遵守してまいります。

生涯学習部

○生涯学習課

（整理番号 6）（育英事業、564 万 6,000 円）

（整理番号 7）（那覇市 P T A 連合会運営補助金、197 万 6,000 円）

共通事項

補助金の交付事務について（注意事項）

那覇市育英会補助金交付要綱及び那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱において、交付申請があったときは速やかに当該申請の内容審査を行い、交付決定をしたときは、申請者に通知するものとするとしている。しかし、実際は交付申請から交付決定まで約 1 ヶ月を要している。交付団体の事業運営に支障がないように、速やかに交付決定事務を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

交付決定事務の遅延は、担当者の認識不足の他、補助金交付申請後の書類の不備による再提出等が大きな原因であります。平成 25 年度は平成 24 年度に比べ短縮しておりますが、那覇市 P T A 連合会においては 15 日、那覇市育英会においては 22 日を要しています。今後、担当職員への周知、申請受付時の書類チェックを徹底し、より一層速やかな交付決定事務が実施できるよう努めます。

○青少年育成課

（整理番号 42）補助金（那覇市青少年健全育成市民会議、357 万 2,000 円）

（整理番号 43）補助金（那覇市青年団体連絡会、153 万円）

（整理番号 44）補助金（日本ボーイスカウト沖縄県連盟運営補助金、8 万 3,000 円）

共通事項

1 実績報告書に係る審査について（是正事項）

那覇市生涯学習振興費補助金は、生涯学習団体が実施する生涯学習振興事業経費等を補助し、総合的な生涯学習の振興を図ることを目的としたものであり、交付先は、那覇市青少年健全育成市民会議、那覇市青年団体連絡会、一般財団法人ボーイスカウト沖縄県連盟となっている。補助金額の確定に当たっては、実績報告書及び収支精算書を審査しているが、支出金額を証する領収書等の証拠書類による確認を行っていない。

実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行われた

い。

□ 是正事項に対する措置

監査委員からの指摘を受け、平成 25 年度の実績報告に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行い、適正に処理されていることを確認しました。

（整理番号 43）補助金（那覇市青年団体連絡会）

2 補助金の種別について（注意事項）

那覇市青年団体連絡会への生涯学習振興費補助金については、団体運営費補助となっており、補助金の使途は、事務局運営費（事務局報酬費等 30 万円）と活動費（イベント等事業費 123 万円）となっている。

補助金等に関する基本指針では、補助金の交付は原則として事業費を対象に補助されるべきであるとされている。事業費補助として補助金を交付することについて検討されたい。

□ 注意事項に対する措置

那覇市青年団体連絡会は、市内の青年団体の連携を図り、その助長発展につとめると共に、那覇市の発展に寄与することを目的としております。その目的達成のために市や地域社会のニーズに応えながら、これまで青年会関連の育成援助、研修会、文化行事等の活動を行ってきました。近年、構成会員の世代交代や人員不足による活動衰退が目立ってきているため、その活性化や事務局体制の強化が急務となっており、現段階では団体補助を行うことが適切であると考えております。連絡会の活動が安定した後に事業費補助を検討していく考えです。

○市民スポーツ課

（整理番号 47）（那覇市体育協会運営補助金、457 万 1,000 円）

補助金の種別について（注意事項）

那覇市体育協会運営補助金は、市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツの普及・振興を図り、市民の体育文化の発展に寄与する目的で NPO 法人那覇市体育協会へ平成 15 年度から団体運営費補助として交付されている。

また、同法人は、那覇市の体育施設（市民体育館、漫湖市民庭球場、首里石嶺プール）の指定管理者として、平成 18 年度から指定されている。

当該補助金の種別のあり方について、交付団体の組織、年間事業計画、補助対象経費等の内容を那覇市補助金等交付規則の趣旨、目的に照らし合わせて再検証し、事業費補助への移行を含めて検討されたい。

□ 注意事項に対する措置

NPO 法人那覇市体育協会へ交付している那覇市体育協会運営補助金の収支決算書においては、当該補助金は、県民体育大会費とスポーツ少年団育成費へ充当されており、事実上、事業費補助となっています。

補助金等に関する基本指針を踏まえ、当該補助金については平成 27 年度以降事業費補助へ移行することといたします。

学校教育部

○学校教育課

（整理番号 49）（那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金、363 万 8,950 円）

実績報告書に係る審査について（是正事項）

那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱に基づき、那覇地区中学校体育連盟に対し、団体運営費補助として交付されている。実績報告の審査について、実績報告書の添付書類として必要と思われる領収証等の証拠書類による確認を行っていない。那覇市補助金等交付規則第 13 条では、補助金等の額の確定について、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により調査をするよう規定されている。

実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行い、実効性のある審査を実施されたい。

□ 是正事項に関する措置

今後実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行うようにいたします。平成 25 年度当該事業の実績報告書に関しては、平成 26 年 3 月 31 日那覇市教育委員会において、事業関係者を呼び、領収書等の証拠書類による確認を行ったところです。

那 監 公 表 第 5 号

平成 26 年 7 月 15 日

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

亀 島 賢 二 郎

平成 26 年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、消防局、都市計画部、建設管理部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 26 年度前期定期監査報告書

第 1 監査の対象 消防局

総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、
中央消防署、西消防署

都市計画部

都市計画課、建築指導課、市街地整備課、契約検査課、
区画整理課、地籍調査課

建設管理部

建設企画課、道路建設課、花とみどり課、建築工事課、
道路管理課、公園管理課、市営住宅課

第 2 監査の期間 平成 26 年 3 月 20 日から平成 26 年 6 月 25 日まで

第 3 監査の方法

監査は平成 25 年度（平成 26 年 3 月 31 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、予算執行伺書、支出負担行為書、契約書、検査調書、執行状況表、備品台帳等を抽出審査し、関係各課等から説明を聴取した。

第 4 監査の主眼及び重点事項

1 監査の主眼

監査は、財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

2 重点事項

監査に当たって、重点事項を次のとおり定めて実施した。

（1）重点事項

随意契約における事務処理

（2）選定理由

随意契約において見積書の取り方や、業者選定方法など、事務の不統一性が全庁的に多く見られることから、その現状を把握し、改善を促す必要があるため。

第 5 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

1 意見（共通事項及び重点事項）

（1）共通事項

団体負担金について

負担金交付団体の平成 24 年度における収支状況を確認した結果、収入に対する支出の割合が低く、収支差額は余剰金として翌年度へ繰越している団体が多数見受けられ、負担金 50,000 円以上かつ収支比率 80%未満の団体は、下表のとおりとなっている。これらの団体については、本市の厳しい財政状況を踏まえ、改めて負担金の算定根拠を検証し必要に応じて負担金を見直すなど、予算の効率的・効果的な執行に努められたい。

また、他の団体にあっても、支出額の多寡に関わらず当該団体の事業目的、事業内容、経費等を十分検証し、適切な予算執行を検討されたい。

交 付 団 体 決 算 状 況

（単位：円）

団 体 名	平 25 年 度 支 出 額（那覇市）	平成 24 年度決算額			収 支 比 率（%）	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額 （繰越金）		
沖縄県港湾協会 会費	50,000	10,001,538	7,917,953	2,083,585	79.2%	都市計画課
歴史的景観都市 協議会	50,000	4,370,125	2,890,053	1,480,072	66.1%	都市計画課
沖縄県都市計画 協会	770,000	10,384,727	7,803,783	2,580,944	75.1%	都市計画課
日本建築行政会 議負担金	104,000	169,107,173	126,362,056	42,745,117	74.7%	建築指導課
道路整備促進期 成同盟会沖縄県 地方連絡協議会 会費	230,000	8,218,191	5,789,538	2,428,653	70.4%	道路建設課
公益社団法人 日本道路協会団 体負担金	60,000	725,885,393	529,104,591	196,780,802	72.9%	道路管理課
沖縄県道路利用 者会議団体負担 金	130,000	10,193,517	5,525,481	4,668,036	54.2%	道路管理課

（２）重点事項

随意契約の見積書徴取について

前年度に引き続き随意契約を重点事項として位置づけ監査を行った。

随意契約は、入札によらず業者を特定して締結する契約事務であるが、適切な契約金額となるよう見積書を徴取することになっている。那覇市契約規則においては、なるべく２者以上から見積書を徴取することとなっているが、一方で、少額な契約等においては、事務の効率化の観点から複数からの徴取を要しないと解される場合もある。

見積書を徴取することについて、部署によりその対応が異なる状況が多数見受けられた。これは、事務処理の明確な基準がないためと思われる。

見積書の徴取について事務処理基準を明確にするため、規則改正や要綱作成等の措置を検討されたい。

また、日付が記載漏れとなっている見積書が多数見受けられた（抽出調査件数 582 件中 345 件、59.3%）。日付の記載漏れは、見積書の有効性が問われることや比較の同時性に疑義が生じることから、見積書の受理に当たっては、事務の透明性が担保されるよう適正な処理をされたい。

2 各課の指摘事項等

各課の指摘事項等については、次のとおりである。

指摘事項等の件数（部局・課別）

（単位：件）

区分（※注） 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合 計
消防局	-	-	1	1	2
総務課	-	-	1	-	1
予防課	-	-	-	-	-
警防課	-	-	-	-	-
救急課	-	-	-	1	1
指令情報課	-	-	-	-	-
中央消防署	-	-	-	-	-
西消防署	-	-	-	-	-
都市計画部	-	-	3	-	3
都市計画課	-	-	-	-	-
建築指導課	-	-	-	-	-
市街地整備課	-	-	1	-	1
契約検査課	-	-	-	-	-
区画整理課	-	-	1	-	1
地籍調査課	-	-	1	-	1
建設管理部	-	2	2	1	5
建設企画課	-	-	-	-	-
道路建設課	-	1	-	-	1
花とみどり課	-	-	-	1	1
建築工事課	-	1	-	-	1
道路管理課	-	-	1	-	1
公園管理課	-	-	-	-	-
住宅管理課	-	-	1	-	1
合 計	-	2	6	2	10

（＊注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

（１）指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

（２）是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

（３）注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

（４）要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

消防局

○総務課

普通財産（土地）の所管について（注意事項）

西消防署庁舎の土地（那覇市東町 26 番 2 1,117.15 ㎡）は、民間活力を導入したリース方式による当該庁舎建替え工事に伴い賃貸借契約を締結する必要から平成 17 年 2 月 1 日付け、公有財産規則（以下「規則」という。）第 26 条に基づき総務部長に対し行政財産の用途廃止の通知を行い普通財産へ用途変更を行っている。

普通財産となった当該土地は、規則第 5 条第 4 項により総務部長が所管するところであるが、規則第 5 条第 5 項第 2 号の「引き継ぐことを適当としないものとして総務部長が定める普通財産」に該当するとして消防局総務課が引き続き所管しているとのことである。

しかし、当該規定の総務部長が定める普通財産とは、取壊し、撤去、交換、売却の目的で用途廃止するものであり、当該土地はいずれにも該当しないことから不適切な事務手続きとなっている。

普通財産の所管については、規則に基づき適切に管理されたい。

○救急課

AED（自動体外式除細動器）の有効活用について（要望事項）

本市は、平成 25 年 3 月から平成 26 年 1 月にかけて市内 123 ヶ所のコンビニエンスストアに AED を設置し、市内で心停止状態の傷病者が発生した場合に、その場に居合わせた市民が救命を目的として 24 時間いつでも活用できるよう整備を行っている。活用実績としては、平成 25 年度 6 件のうち 1 件は救命に繋がり、平成 26 年度は、5 月現在すでに 3 件の利用がある。

AED 設置は、本市の安心安全なまちづくりのため有効な事業であることから、設置後の維持管理は今後も引き続き十分に行うとともに、広報強化など有効活用に向けた取組みを推進されたい。

都市計画部**○市街地整備課****複合機賃貸借契約の見積書の徴取について（注意事項）**

複合機賃貸借契約の見積書の徴取については、予定価格を設定するために 3 者から徴取しているが、入札にあたりプリンターからスキャナ等の機能を追加したコピー機への機種変更をしたにも関わらず、見積書を取り直さず予定価格を設定している。那覇市契約規則第 14 条第 1 項は、取引の実例価格等を考慮して予定価格を定めるものとするとして規定しており、機種変更後の見積書の徴取は必要である。

契約事務に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理に努められたい。

○区画整理課**随意契約事務の適切な執行について（注意事項）**

真嘉比古島第二地区内外分筆業務委託（その 1～4）において、当初契約では、那覇市契約規則第 21 条で定める随意契約のできる限度額内として締結されていたが、調査業務等の増による変更後の契約額が限度額を超えたものとなっていた。

当初契約の変更により限度額を超えた場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、随意契約を行うことはできない。

契約額の変更に伴って改めて随意契約の理由が発生した場合には、適用条項を明確にし適切な事務の執行に努められたい。

○地籍調査課**旅費の立替払いについて（注意事項）**

国土調査研修（国土交通大学校）に参加するに当たって、割引航空券を購入するため資金前渡によらず立替払いをしている事例が見受けられた。立替払いは、職員が法令に違反して支出を行うおそれがあること、本来必要のない場合にも立替払いが行われるおそれがあること、立替払いの額の確認が困難であること等の問題点があり、地方自治法が定める財務制度上は認められていない（地方自治法第 232 条の 5）。

支出事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務の執行に努められたい。

建設管理部**○道路建設課****石嶺 1 号橋補修工事における契約方法等について（是正事項）**

石嶺 1 号橋補修工事について、平成 25 年 3 月に契約額 7,350,000 円で随意契約を行っている。随意契約理由は、橋梁の老朽化による早急な補修を要すること、限

られた空間内で橋桁を鋼材により補強する特殊な技術があることとし、国及び県の補修工事实績のある事業者と契約している。

事業者の選定にあたっては、安易に1者に限定することなく、広く情報収集を行い、地方自治法施行令第167条に基づく入札により競争性が働くよう努められたい。

また、補修工事の必要性を年度の早い段階から認識していたことから、計画的な工程管理を図られたい。

○花とみどり課

予算の計画的執行について（要望事項）

那覇・福州友好都市交流シンボル事業については、友好都市締結30周年を記念して、那覇港管理組合が管理する若狭緑地にゲート的な要素を含んだシンボル像（龍柱）を製作する事業である。この事業は、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し12月補正で予算措置され、平成25年度へ明許繰越しが行われている。さらに、石材の調達や彫刻作業の遅れ等により、平成26年度へ事故繰越しとなっている。

事故繰越しは、会計年度独立の原則（地方自治法第208条）に対する例外となるものであることから、事業の執行に当たっては、進捗管理を的確に行い予算の適切な執行をされたい。

○建築工事課

行政財産（土地）の所管について（是正事項）

公有財産台帳の整備については、平成24年度の監査の指摘を受けて、市営住宅課と協議が整ったものについては所管換え済みであるが、市営住宅用地（1筆 97.56 m²）、区画整理関連用地（2筆 30.03 m²）については、市営住宅課と協議が調わなかったことから、未処理のままである。

当該未処理の用地については、道路及び住宅地の一部となっている事実を踏まえ、那覇市公有財産規則に基づき、早急に関係部署等と協議を調べ適切な財産管理に努められたい。

○道路管理課

随意契約事務の適切な処理について（注意事項）

訴訟代理人委任契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に基づき随意契約を締結しているが、那覇市予算決算規則第24条（予算執行の合議事項）に基づく財政課長合議がなされていなかった。

契約事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務処理に努められたい。

○市営住宅課

行政財産（土地）の所管について（注意事項）

市営住宅課が所管している市営住宅用地に隣接している土地（樋川1丁目99番

7他2筆 634.67 m²）は、昭和38年樋川市営住宅建設時から道路及び宅地として使用されていたが、市営住宅用地と同一地番だったため一体として市営住宅課が管理していた。平成19年用途別に分筆を行ったが、大部分が道路として使用されていることもあって所管換え等を行わなかった。

那覇市公有財産規則第24条（所管換え）及び第25条（所属換え）の規定に基づき、速やかに管財課及び道路管理課と協議を調べ、適切な財産管理に努められたい。

第6 各課の予算執行状況等

各課の予算執行状況等については以下のとおりである。

消防局

○総務課

1 主な所掌事務

文書及び公印、情報公開、消防本部訓令の制定、職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務、研修、勤務条件、公務災害補償及び福利厚生、消防業務の企画、積載備品等の整備、消防機械器具の配置及び整備、消防車両に関する事務等

2 予算の執行状況

（1）未収金の主なもの

特定防衛施設周辺整備調整交付金	500万円
石油貯蔵施設立地対策等交付金	317万9,000円
沖縄県消防学校講師派遣負担金	53万4,000円

（2）負担金、補助及び交付金の支出

負担金	
沖縄県消防学校（第45期）初任科研修	344万5,860円
救急救命九州研修所薬剤投与講習	201万円
沖縄県消防長会負担金	83万7,924円

3 契約事務の状況

（1）業務委託契約の主なもの

消防本部庁舎清掃業務委託	288万7,500円
消防職員定期健康診断業務委託4件	110万8,800円
消防職員特定業務従事者健康診断業務委託2件	102万6,900円

（2）工事及び設計委託契約

（仮称）消防樋川出張所新築工事基本設計	1,764万円
首里出張所改修工事	714万円
首里出張所改修工事設計（設計・監理）	131万2,500円

（3）使用料及び賃借料の契約の主なもの

消防本部庁舎賃借料	6,572万1,789円
西消防署庁舎等賃借料	6,000万円

消防本部用自動車（6台）賃借料	171万3,442円
（4）修繕料の契約	
消防車両等修繕198件	1,063万5,634円
消防庁舎修繕29件	263万4,406円
4 財産の管理状況	
（1）土地の主なもの	
消防本部	占用 7,282.00 m ²
西消防署	貸付 1,117.15 m ²
小禄出張所	占用 792.00 m ²
（2）建物の主なもの	
消防本部庁舎	占用 5,416.22 m ²
小禄出張所	占用 1,268.00 m ²
松尾出張所	占用 735.45 m ²
（3）物品	
備品 870品（うち、重要備品 72品）	

○予防課

1 主な所掌事務

火災及び災害予防、防火対象物の査察及び防火指導、防火・防災管理者の指導及び講習、建築許可等についての同意、消防用設備等の設置指導及び検査、防火対象物の違反是正、危険物製造所等の許認可及び査察指導、火災の原因及び損害調査、火災及び災害統計、危険物製造所等の違反処理に関する事務等

2 予算の執行状況

（1）未収金	
講習手数料	15万 500円
（2）負担金、補助及び交付金の支出	
①負担金	
九州地区予防研修会参加負担金	3万4,300円
②補助金	
女性防火クラブ補助金	79万3,108円

3 財産の管理状況

物品
備品 291品（うち、重要備品 1品）

○警防課

1 主な所掌事務

水火災の警戒及び防御、消防訓練の計画及び実施、消防用水利の計画及び調査保全、特殊な対象物に係る警防計画、特殊災害に係る警防活動対策、消防活動情報、救助技術の指導、救助訓練、緊急消防援助隊、救助統計に関する事務等

2 予算の執行状況

負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

水道局消火栓設置負担金	996 万円
水道局消火栓維持管理負担金	627 万円
消防団員等公務災害補償等共済基金掛金	363 万 7,839 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

水難救助隊員健康診	94 万 7,520 円
水利台帳データ更新業務委託	16 万 8,525 円

(2) 使用料及び賃借料の契約

防火衣賃借料	853 万 3,980 円
消防資器材賃借料	467 万 8,800 円
水難救助資器材賃借料	168 万 3,360 円

(3) 修繕料の契約

三連梯子引き綱等修繕 22 件	50 万 6,637 円
-----------------	--------------

4 財産の管理状況

(1) 土地

防火水槽用地	2,361.58 m ²
地上権	399.93 m ²

(2) 物品

備品 265 品（うち、重要備品 3 品）

○救急課

1 主な所掌事務

救急業務計画、訓練計画・立案、救急医療及び救急資機材、市民に対する応急手当の普及啓発活動、患者等搬送事業に対する指導及び認定、救急統計、救急医療機関等との連絡調整に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

琉球大学医学生救急車同乗者謝礼金	341 万 7,150 円
------------------	---------------

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

南部地区MC協議会負担金	23 万 8,661 円
沖縄県消防相互応援協定出動負担金	3 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

救急救命士各種病院実習業務委託	42 万 4,112 円
-----------------	--------------

救急用資器材点検（モニター）業務委託	34 万 3,350 円
医療廃棄物処理業務委託	25 万 5,723 円
（2）使用料及び賃借料の契約	
自動体外式除細動（AED）賃借料	101 万 4,300 円
AED トレーナー・心肺蘇生用訓練人形賃借料	54 万 4,320 円
小児用心肺蘇生用訓練人形賃借料	3 万 8,928 円
（3）修繕料の契約	
サクシヨンユニット等修繕 16 件	44 万 6,780 円
4 財産の管理状況	
物品	
備品 375 品（うち、重要備品 10 品）	

○指令情報課

- 1 主な所掌事務

消防通信、通信機器、消防情報及び火災警報、消防緊急通信司令装置の管理に関する事務
- 2 予算の執行状況

負担金、補助及び交付金の支出

負担金

沖縄県消防通信指令施設運営協議会負担金	116 万 1,249 円
沖縄県総合行政情報通信ネット運営協議会負担金（一般会計分）	10 万 5,000 円
沖縄県総合行政情報通信ネット運営協議会負担金（防災情報システム分）	8 万円
- 3 契約事務の状況
 - （1）業務委託契約の主なもの

消防 0A システム更新業務委託	61 万 6,350 円
無線機保守点検業務委託	49 万 2,450 円
車載用無線機の移設業務委託	38 万 8,500 円
 - （2）使用料及び賃借料の契約の主なもの

新消防緊急通信指令システム賃借料	4,561 万 2,864 円
新消防緊急通信指令システム支援情報連携サーバー賃借料	191 万 5,260 円
高所監視カメラ設置賃借料	149 万 1,672 円
 - （3）修繕料の契約

無線機等修繕 16 件	40 万 8,728 円
-------------	--------------
- 4 財産の管理状況

物品

備品 187 品（うち、重要備品 2 品）

○中央消防署

1 主な所掌事務

火災及び災害等の予防及び広報、消防用設備等の設置指導及び検査、防火対象物の査察、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、水火災等の警戒・防御及び救護、救助隊の運用、機械器具の管理、自衛消防隊、救急隊の運用に関する事務等

2 財産の管理状況

物品

備品 862 品（うち、重要備品 1 品）

○西消防署

1 主な所掌事務

火災及び災害等の予防及び広報、消防用設備等の設置指導及び検査、防火対象物の査察、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、水火災害等の警戒・防御及び救護、救助隊の運用、機械器具の管理、自衛消防隊、消防訓練、救急隊の運用に関する事務等

2 財産の管理状況

物品

備品 507 品（うち、重要備品 1 品）

都市計画部

○都市計画課

1 主な所掌事務

都市計画、都市交通対策、モノレール対策、基地の跡地利用の基本計画、国土利用計画法に基づく調査・報告、都市デザイン、屋外広告物、那覇港管理組合、泊ふ頭開発株式会社に関する事務等

2 予算の執行状況

（1）未収金の主なもの

一般補助施設債（沖縄振興特別推進交付金） 5,150 万円

社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備） 1,025 万 8,000 円

沖縄振興公共投資交付金（モノレール事業） 479 万 9,000 円

（2）負担金、補助及び交付金の支出

①負担金の主なもの

那覇港管理組合負担金 5 億 3,190 万 2,000 円

沖縄県公共交通活性化推進協議会負担金 150 万円

沖縄県都市計画協会負担金 77 万円

②補助金の主なもの

那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金）	2億6,005万8,000円
那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金） （繰越分）	1億8,163万5,315円
那覇港管理組合補助金（地域の元気臨時交付金）	7,817万4,900円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市景観まちづくり推進調査業務委託（その1）	1,564万5,000円
那覇市屋外広告物適正化推進計画等作成業務	1,449万円
那覇市屋外広告物現況調査業務	1,365万円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

コピー使用料	44万8,012円
タクシー使用料	38万240円
大型プリンター賃借料	15万5,925円

(3) 修繕料の契約

首里金城村屋流し台水栓・電気コンロ取替修繕	8万2,246円
-----------------------	----------

4 財産の管理状況

(1) 土地

歴史観光施設（首里金城村屋）	占用 201.00 m ²
識名園前バス停	占用 29.76 m ²

(2) 建物

歴史観光施設（首里金城村屋）	占用 72.90 m ²
----------------	-------------------------

(3) 基金

那覇市都市モノレール整備基金	11億2,588万7,666円
----------------	-----------------

(4) 有価証券

沖縄都市モノレール株式会社 株券	25億円
泊ふ頭開発株式会社 株券	6億円

(5) 債権

都市モノレール整備資金貸付金	91億843万4,500円
----------------	---------------

(6) 物品

備品 107品（重要備品なし）

○建築指導課

1 主な所掌事務

建築基準法に基づく建築確認及び建築許可に係る確認審査及び完了検査、融資住宅に関する審査等、開発行為の許可、優良宅地及び優良住宅の認定、長期優良住宅の認定、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認

定、狭あい道路の整備に関する事前協議及び完了検査、建築物の耐震改修の促進に関する事務等

2 予算の執行状況

（1）未収金の主なもの

建築パッケージ移譲交付金	48 万 2,000 円
建築確認申請手数料	14 万円
沖縄県建築確認申請等市町村事務取扱交付金	8 万 8,000 円

（2）負担金、補助及び交付金の支出

①負担金の主なもの

日本建築行政会議負担金	10 万円
建築確認実務講習負担金	6 万円
建築設備検査資格者講習負担金	5 万 400 円

②補助金

那覇市民間住宅耐震化促進事業補助金	333 万 9,000 円
狭あい道路整備事業補助金（繰越分）	112 万 1,000 円
狭あい道路整備事業補助金	10 万円

3 契約事務の状況

（1）業務委託契約

那覇市狭あい道路管理システム更新業務委託	847 万 3,500 円
構造計算適合性判定業務委託	545 万 6,000 円
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 委託業務	4 万 6,000 円

（2）工事及び設計委託契約

危険老朽家屋除却工事	26 万 7,750 円
------------	--------------

（3）使用料及び賃借料の契約の主なもの

建築行政共用データベースシステム賃借料	112 万 6,440 円
タクシー使用料	42 万 830 円
コピー使用料	4 万 2,245 円

（4）修繕料の契約

プリンター修理	11 万 5,552 円
---------	--------------

4 財産の管理状況

物品

備品 103 品（うち、重要備品 1 品）

○市街地整備課

1 所掌事務

市街地再開発事業、新規開発地区、町界・町名及び地番、住居表示、市の区域、新都心地区のまちづくりに関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金

社会資本整備総合交付金（市街地整備） 420 万円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

①負担金

全国市街地再開発協会年会費（団体負担金） 8 万円

都市再開発促進協議会年会費（団体負担金） 4 万円

全国市街地再開発事業研修会会議（出席負担金） 1 万 3,000 円

②補助金

農連市場相対売り継承調査事業補助金 400 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

字古波蔵地区住居表示整備事業業務委託 1,359 万 3,300 円

亜熱帯庭園都市形成推進調査（市街地再生）

業務委託 576 万 4,500 円

字古島地区住居表示整備事業業務委託 321 万 6,000 円

(2) 使用料及び賃借料の契約

複合機賃貸借契約 26 万 1,468 円

タクシー使用料 21 万 7,710 円

4 財産の管理状況

(1) 出資による権利

那覇新都心株式会社出資金 2 億 2,500 万円

(2) 物品

備品 151 品（重要備品なし）

○契約検査課

1 所掌事務

建物及び施設工事並びに土木工事の検査、歩掛及び工事仕様書の調整、設計積算の標準化、建設工事競争入札参加資格審査委員会、建設工事指名業者選定委員会、工事請負及び調査・測量・設計委託等の入札及び契約、工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金

水道事業会計及び下水道事業会計負担金 242 万 5,000 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

第 4 回技術向上発表会受賞者の研修参加出席負担金

1 万 2,000 円

平成 25 年度沖縄県公共工事契約業務連絡協議会負担金 8,000 円

九州契約事務主管課長会議出席負担金 5,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

指名業者システム機能追加業務委託 252 万円
 平成 25 年度那覇市電子納品保管管理システム
 保守管理業務委託 61 万 4,250 円
 電子納品保管管理システムサーバー入替再設定
 業務委託 58 万 8,000 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

OA機器賃貸借契約 35 万 9,100 円
 那覇市電子納品保管管理システムサーバー
 賃貸借契約 34 万 1,880 円
 契約検査課カラー複合機賃貸借契約 13 万 2,300 円

4 財産の管理状況

物品

備品 43 品（重要備品なし）

〇区画整理課

1 所掌事務

土地区画整理事業の事業計画及び実施計画に関すること、土地区画整理事業特別会計の予算、決算及び経理に関すること、土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可に関すること、土地区画整理事業の清算に関すること、土地区画整理事業の移転補償に関すること、土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎに関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

真嘉比古島第一地区清算徴収金（滞納繰越分） 1,946 万 7,163 円
 壺川清算徴収金（滞納繰越分） 255 万 377 円
 真嘉比古島第一地区清算徴収金（現年度分） 50 万円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金
 平成 25 年度街づくり区画整理協会負担金 18 万 8,000 円
 NOMA行政管理講座「土地区画整理事業に関する
 法的諸問題」負担金 3 万 450 円
 平成 25 年度沖縄県土地区画整理研究会負担金 1 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

平成 24 年度真嘉比古島第二換地計画業務委託 7,130 万 8,650 円

平成 24 年度真嘉比古島第二換地処分等業務委託 （その 1）	3,899 万 7,000 円
平成 25 年度真嘉比古島第二換地処分等業務委託 （その 2）	2,430 万円
（2）工事及び設計委託の契約状況の主なもの	
H24 真嘉比古島第二街路及び整地工事（その 6）	6,123 万 6,000 円
H25 真嘉比古島第二維持補修工事（その 2）	879 万 9,000 円
H25 真嘉比古島第二維持補修工事（その 1）	871 万 5,000 円
（3）使用料及び賃借料の契約	
三原資料室の賃借料	202 万 1,000 円
平成 25 年度区画整理課パソコン機器等賃借料	37 万 8,000 円
タクシー使用料	15 万 9,310 円
（4）補償、補填及び賠償金の契約	
補償	
真嘉比古島第二事業費（単独）補償	1,230 万 4,520 円
都市ガス施設の移設工事に関する補償	158 万 2,000 円
壺川事業費（単独）補償	52 万 2,900 円
4 財産の管理状況	
（1）建物	
納骨堂	占用 392.47 m ²
（2）基金の主なもの	
真嘉比古島第一土地区画整理事業基金	982 万 3,000 円
壺川土地区画整理事業基金	971 万 2,000 円
真嘉比古島第二土地区画整理事業基金	442 万 5,000 円
（3）物品	
備品 107 品（重要備品なし）	

○地籍調査課

1 所掌事務

地籍調査の計画に関すること、地籍調査の実施及び管理に関すること、その他地籍調査に関する事務等

2 契約事務の状況

使用料及び賃借料の契約	
コピー使用料	5,688 円
タクシー使用料	860 円

3 財産の管理状況

物品
備品 6 品（重要備品なし）

建設管理部**○建設企画課****1 所掌事務**

建設管理部の所管する施設管理に係る企画、特殊地下壕対策事業、住宅政策、民間賃貸住宅の活用等、市営住宅建替計画、市営住宅建替における民間活用用地に関する事務

2 予算の執行状況**（1）未収金の主なもの**

住宅建替事業（現年度分）	15 億 73 万 5,000 円
住宅建替事業（繰越分）	13 億 9,537 万 1,000 円
社会資本整備総合交付金	2,755 万 2,000 円

（2）負担金、補助及び交付金の支出**負担金**

公営住宅整備事業担当者研修会出席負担金	1 万 8,600 円
社団法人日本住宅協会年会費負担金	1 万 8,000 円

3 契約事務の状況**（1）業務委託契約の主なもの**

密集住宅市街地改善策検討事業業務委託	669 万 9,000 円
那覇市住生活基本計画改定業務委託	441 万円
市営住宅既存集会所活用基本設計業務委託	44 万 9,400 円

（2）工事及び設計委託の契約の主なもの

大名市営住宅第 1 期建替工事	6 億 9,356 万 8,400 円
宇栄原市営住宅第 3 期建替工事	6 億 6,154 万 3,000 円
久場川市営住宅第 3 期建替工事	6 億 1,917 万円

（3）使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	41 万 9,700 円
複写機賃貸借	14 万 8,104 円

（4）補償、補填及び賠償金

石嶺市営住宅 A6 棟高压引込線抜き換え工事に関する 工事補償金	95 万 5,991 円
-------------------------------------	--------------

4 財産の管理状況**（1）基金**

那覇市営住宅基金	5 億 9,320 万 8,547 円
----------	---------------------

（2）債権

那覇市営住宅基金貸付金	1 億円
-------------	------

（3）物品

備品 41 品（重要備品なし）

○道路建設課

1 所掌事務

都市計画街路事業の施行計画、補助金、工事の設計及び施工監理、道路、橋等の新設、改良、改修等のための調査、計画及び工事、道路の災害復旧事業に係る設計及び施工監理、用地（公園等の用地を除く。）の取得及び補償、補償基準の調整及び整備、土地の収用に関する事務

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

沖縄振興公共投資交付金（街路事業）	20 億 9,240 万円
沖縄振興公共投資交付金（モレール事業）	2 億 2,440 万円
社会資本整備総合交付金	2 億 1,790 万 3,878 円

(2) 負担金の主なもの

道路整備促進期成同盟会沖縄県	
地方連絡協議会会費	23 万円
橋梁維持補修研修会費	8 万 8,000 円
土木工事監督者研修会費	7 万 9,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

沖縄都市モレールインフラ部整備事業（現年度）	2 億 8,050 万円
那覇広域都市計画道路 3・4・那 22 号	
松山線街路事業	4,332 万 8,014 円
沖縄都市モレールインフラ部整備事業（繰越）	2,342 万 9,877 円

(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

久美橋橋梁整備工事（下部工）	1 億 2,152 万 7,000 円
歴史散歩道整備工事（壺屋地内その 2）	6,648 万 6,000 円
牧志壺屋線街路工事（第 17 工区）	6,282 万 8,000 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	142 万 5,860 円
OA 機器賃借料	68 万 1,660 円
業務用自動車賃借料	22 万 9,845 円

(4) 補償、補填及び賠償金の契約の主なもの

石嶺線街路事業に伴う物件の移転等 に関する契約	1 億 6,544 万 3,100 円
石嶺線(3)街路事業に伴う物件の移転等 に関する契約	1 億 2,832 万 4,900 円
石嶺線(3)街路事業に係る借家人補償契約	4,239 万 5,900 円

4 財産の管理状況

物品

備品 186 品（重要備品なし）

○花とみどり課

1 所掌事務

公園、緑地等の事業計画及び補助事業認可申請、緑化、設計、施工監理、公園等用地の取得及び補償に関する事務

2 予算の執行状況

（1）未収金の状況

沖縄振興公共投資交付金（都市公園事業）	1 億 6,560 万 2,121 円
特定防衛施設周辺整備調整交付金	1,312 万 5,000 円
社会資本整備総合交付金（市街地整備）	746 万 185 円

（2）負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの	
日本公園緑地協会	10 万円
全国都市公園整備促進協議会	4 万 2,000 円
沖縄県緑化推進委員会	3 万円

3 契約事務の状況

（1）業務委託契約の主なもの

ナイクブ古墓群発掘調査業務委託	2,310 万円
平成 25 年度那覇・福州友好都市交流シンボルづくり	
施工監理業務委託	1,297 万 8,000 円
城岳古墓群発掘調査業務委託	890 万 4,000 円

（2）工事及び設計委託契約の主なもの

平成 25 年度那覇・福州友好都市交流シンボルづくり	
整備工事（その 1）	1 億 1,793 万 6,000 円
平成 24 年度首里崎山公園整備工事（土木）	1 億 1,055 万 7,000 円
平成 25 年度国場川くねくね公園整備工事（土木）	8,221 万 5,000 円

（3）使用料及び賃借料の契約の主なもの

神原資料室の賃借料	261 万円
三原資料室の賃借料	166 万円
OA機器リース契約（ノートPC等）賃借料	65 万 472 円

（4）修繕料の契約

オートレベル及びシュミットハンマーの定期較正修繕	5 万 9,850 円
--------------------------	-------------

（5）補償、補填及び賠償金契約の主なもの

羽佐間公園整備事業に伴う物件補償及び借家人補償	1 億 3,542 万 2,500 円
那覇ふ頭前緑地整備事業に伴う物件補償	6,706 万円
久場川公園整備事業に伴う物件補償	6,233 万 6,000 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

公園等予定地 77,318.14 m² (占用 929.50 m²、貸付 1,238.67 m²)

(2) 物品

備品 172 品 (重要備品なし)

○建築工事課

1 所掌事務

住環境整備事業に関すること、市営住宅建替工事に係る工事、設計、監理等業務、市営住宅建替事業に係る土木の工事設計等業務に関すること、市建築物及び施設の営繕、他課依頼による市建築物等に係る設備の工事、設計、監理等業務、土木の工事、設計等業務に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

住宅騒音防止対策事業 358 万 2,490 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

①負担金の主なもの

公営住宅整備事業担当者研修会出席負担金 1 万 8,600 円

公共工事と会計検査講習会出席負担金 1 万 6,000 円

工事監理指針 (平成 25 年版) 講習会出席負担金 1 万 6,000 円

②補助金

住宅騒音防止対策事業 (49 世帯分) 369 万 8,899 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約

土木積算システム保守管理料業務委託 71 万 6,625 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料 198 万 7,760 円

白黒複写機使用料 5 万 5,814 円

カラー複写機使用料 1 万 9,797 円

(3) 修繕料の契約

備品プリンター修繕料 (外 5 件) 12 万 1,978 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

市営住宅用地占用 97.56 m²区画整理関連用地 2 筆 占用 30.03 m²

(2) 物品

備品 187 品 (重要備品なし)

○道路管理課

1 所掌事務の主なもの

道路の管理に関すること、道路の路線認定、廃止及び変更に関すること、道路境界の協定、指示及び承認に関すること、法定外公共物に関すること、道路の損壊調査に関すること、道路占用許可等に関すること、道路の不法占用及び禁止行為の取り締まりに関すること、道路占用工事の監察に関すること、道路上の違反公告物取締りに関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

スクラップ売払収入 11 万 5,090 円

道路占用料 1 万 400 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

①負担金の主なもの

沖縄県道路利用者会議団体負担金 13 万円

道路管理一般研修出席負担金 10 万 1,000 円

公益社団法人 日本道路協会団体負担金 6 万円

②補助金

私道整備補助金 150 万 2,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

平成 25 年度道路ストック点検委託業務 2,716 万 5,000 円

平成 25 年度街路樹美化業務委託（その 1） 1,930 万円

平成 25 年度路面清掃業務委託 1,728 万円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

平成 25 年度泊 36 号外 1 路線植栽工事 5,872 万 410 円

平成 25 年度上間三原線外 5 路線植栽工事 936 万 6,000 円

平成 25 年度モノレール自由通路エスカレーター
修繕工事（県庁前駅） 850 万円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

道路パトロール車賃借料（3 台） 128 万 1,420 円

自動車賃借料 68 万 9,220 円

複写機賃借料 25 万 420 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

泉崎楚辺線修繕工事 129 万 1,500 円

天久 22 号外 2 件修繕工事 128 万 9,400 円

真地 7 号修繕工事（その 2） 128 万 1,000 円

4 財産の管理状況

(1) 建物

おもろまち駅前広場公衆便所兼待合所 占用 59.00 m²

- (2) 物品
備品 199 品（うち、重要備品 4 品）

○公園管理課

1 所掌事務

公園・緑地の管理、福州園、真嘉比遊水地、波の上ビーチ広場の管理、壺園（墓地、納骨堂及び付属施設を除く。）の管理、有料公園施設の貸出業務、公園管理の自治会への業務委託、公園愛護会の育成に関する事務等

2 予算の執行状況

(1) 未収金

沖縄県振興公共投資交付金（都市公園事業） 2,199 万 5,045 円
公園内光熱水費実費徴収金 22 万 1,825 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金
都市公園等における遊具の日常点検講習会負担金 3 万 5,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

都市公園維持管理（公園清掃等） 1 億 4,569 万 8,000 円
公園内樹木剪定業務委託 1,021 万円
樹木害虫対策樹幹注入業務委託 1,000 万円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

新都市公園霧噴水改修工事 5,442 万 2,865 円
漫湖公園クジラ塗装工事 2,241 万 2,565 円
福州園整備工事（植栽） 2,218 万 8,600 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

業務用軽自動車賃借料（2 件） 52 万 6,680 円
タクシー使用料 21 万 4,990 円
プリンター機器賃借料 13 万 620 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

旭ヶ丘公園法面修繕 128 万 4,150 円
福州園再生水切替修繕 110 万 4,600 円
真嘉比遊水地ネット修繕 107 万 1,000 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

総合公園用地 占有 304,792.72 m²
近隣公園用地 占有 186,651.13 m²
街区後援用地 占有 143,529.09 m²

(2) 建物の主なもの

市民体育館 占有 10,114.00 m²

総合公園（若狭公園外5公園）	占用 1,833.42 m ²
緑化センター	占用 1,136.58 m ²
（3）物品	
備品 170 品（うち、重要備品 1 品）	

○市営住宅課

1 所掌事務

市営住宅の入居及び退去に関すること、市営住宅及び付帯施設の管理に関する事務

2 予算の執行状況

（1）未収金の状況の主なもの

市営住宅使用料（滞納繰越分）	1 億 1,298 万 8,599 円
市営住宅使用料（現年度分）	1 億 450 万 2,510 円
市営住宅共益費徴収金（滞納繰越分）	1,224 万 4,821 円

（2）負担金、補助金及び交付金の支出

負担金の主なもの

建築仕上リフォーム技術研修負担金	5 万 1,400 円
公金徴収事務を進めるための法律実務研修負担金	3 万 450 円
耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会負担金	2 万 1,000 円

3 契約事務

（1）業務委託契約の主なもの

那覇市営住宅等指定管理に関する協定 （年度協定）	3 億 1,280 万 2,395 円
那覇市営住宅等指定管理に関する協定 （基本協定）	6,450 万円
石嶺団地駐車場管理事務等委託	332 万 7,200 円

（2）工事及び設計委託契約

銘苅市営住宅集会所改修工事	801 万 1,500 円
小禄市営住宅手摺設置工事（設計）業務委託	40 万 9,500 円

（3）使用料及び賃借料の契約の主なもの

汀良市営住宅借地料	903 万 9,600 円
壺川市営住宅借地料	652 万 800 円
壺川市営住宅借地料	454 万 6,800 円

（4）修繕料の契約

プリンターの修繕料	8 万 4,252 円
原動機付自転車の修繕料	1 万 4,910 円

（5）補償、補填及び賠償金の契約

仮住宅家賃助成	2,583 万 8,115 円
移転料	1,539 万円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

石嶺市営住宅	占用 86,104.24 m ² 、貸付 1,361.25 m ²
--------	---

宇栄原市営住宅	占用 64,717.66 m ² 、貸付 3,453.75 m ²
---------	---

大名市営住宅	占用 48,302.30 m ² 、貸付 5,163.75 m ²
--------	---

(2) 建物の主なもの

小禄市営住宅	貸付 52,818.47 m ²
--------	-----------------------------

久場川市営住宅	貸付 39,928.83 m ²
---------	-----------------------------

石嶺市営住宅	貸付 38,004.83 m ²
--------	-----------------------------

(3) 物品

備品 129 品（重要備品なし）

監査委員告示

那覇市監査委員告示第1号
平成26年6月26日
掲 示 済

那覇市監査委員	新城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
糸村 和哲	
嘉陽田 洋平	
新見 研吾	

2 監査の事務を補助できる期間

平成26年7月1日から平成27年3月31日まで

農業委員会告示

那覇市農業委員会告示第 1 号

平 成 2 6 年 7 月 1 日
掲 示 済

那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市農業委員会会長 比 嘉 晋

那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程の一部を改正する告示

那覇市農業委員会事務局設置及び処務規定（昭和 48 年 1 月 8 日農業委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 6 条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) ～ (13) 【略】 <u>(14) 公文書の公開又は非公開に関する</u> <u>こと。</u>	第 6 条 【略】 (1) ～ (13) 【略】 (14) 【略】
第 8 条 次に掲げる事項は、事務局長において専決処理することができる。 (1) ～ (5) 【略】 (6) <u>公文書の公開又は非公開に関する</u> <u>こと。</u> (7) 【略】	第 8 条 次に掲げる事項は、事務局長において専決処理することができる。 (1) ～ (5) 【略】 (6) <u>公文書の公開又は非公開の決定</u> <u>（那覇市情報公開条例（平成 26 年那覇</u> <u>市条例第 26 号）第 9 条第 1 項の規定に</u> <u>よる公文書の公開又は同条例第 10 条第</u> <u>1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定によ</u> <u>る公開請求の拒否の決定に関するこ</u> <u>を除く。）に関すること。</u> (7) 【略】
備考 改正前の蘭中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正部分後に改める。	

付 則

この告示は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

那覇市農業委員会告示第2号

平 成 26 年 7 月 1 日

掲 示 済

那覇市情報公開条例施行規程を改正する告示を次のように定める。

那覇市農業委員会会長 比 嘉 晋

那覇市情報公開条例施行規程を改正する告示

那覇市情報公開条例施行規程（昭和63年農業委員会告示第3号）の全部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規程は、那覇市農業委員会の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例（昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例の施行） 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、那覇市情報公開条例施行規則（昭和63年那覇市規則第1号）の規定の例による。 （事務の委任） 第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課<u>主幹</u>に委任する。 （1） 条例第7条の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 （2） 条例第11条第1項の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。	（趣旨） 第1条 この規程は、那覇市農業委員会の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例の施行） 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、那覇市情報公開条例施行規則（平成26年那覇市規則第12号）の規定の例による。 （事務の委任） 第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課<u>情報公開担当職員</u>に委任する。 （1） 条例第6条第1項の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 （2） 条例第19条第1項の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。
備考 改正前の蘭中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中 下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正部分後に改める。	

付則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

